



## 仕事トラブルの対策

日本でアルバイトや就職をする時に雇用条件を確認するだろう。ではカナダで仕事を探す場合はどうだろうか。契約書内容を確認しないために、トラブルにあっている人たちがいる。分からないからといって面倒なことを避けるのではなく、トラブルの要因を作らないことが大事である。

### 雇用に関するトラブル例

#### 【Aさんの場合】

美容師として日本人経営のヘアサロンで働く。1日8時間／1週間40時間拘束、基本給無しで、客が入ったときだけの歩合制。1分でも遅刻したり、風邪などで休む場合、給料から罰金として数ドル引かれていた。「これでは生活できない」と抗議すると「社員は会社独自のシステムに従う必要がある」と文句を言われる。



トレーニング期間や歩合制でも最低賃金は保証される。会社内独自のシステムも労働基準法に沿ったものでなくてはならない。上記のような違法な扱いを隠蔽するため給料明細を出さない雇用主もいるが、証拠として残るので必ず給料明細はもらうこと。また、ワーホリでも税金を支払う義務があるので、トラブルを避けるためにも、税金を支払わないなどという違法なアレンジメントはしないこと。

#### 【Bくんの場合】

バンクーバーのすし屋で働いたが、仕事がついで辞める旨を伝えたら、オーナー（日本人）から「突然やめる迷惑料」と給料の支払いを拒否された。抗議すると「ワーホリには労働基準法は当てはまらない」と追い出された。調べて「公的機関に相談することもできる」と伝え、給料を払ってくれた。



ワーホリでも労働基準法は適応される。自己都合で辞める場合、法的な規定はないが2週間前に辞める意思を伝えるのが一般的。労働基準局では、仕事での

トラブルの相談を受けている。日系の公共機関である隣組(※)に相談することも可能。

### 雇用条件

州ごとに法律は異なる。また同じ州でも雇用条件や職種によって規定が異なるので自分にあてはまる条件を確認すること。  
<各州の最低賃金リスト>  
<http://srv116.services.gc.ca/wid-dimt/mwa/index.aspx?report=report1>

#### 【ブリティッシュ・コロンビア州】

●最低日給 一度出勤したら、実質就労時間が2時間以下の場合でも最低賃金2時間分、もしくは実質勤務時間分の高い額の方が支払われる（自己都合の場合を除く）。  
●給料日 少なくとも月に2回。支払い日の間隔は16日を超えない。毎給料日に就労時間や控除額などが記された給料明細を受け取る。

●祝日 祝日に就労した場合は、祝日手当て（平均日給額：average day's pay）に加え、始めの12時間は通常の1.5倍、12時間以上の就労で2倍の額が支払われる（statutory holiday pay）。※契約期間及び就労日数などの条件がある。

#### 【オンタリオ州】

●最低日給 3時間以上のシフトで働く予定で出勤した場合は、最低賃金3時間分、もしくは実質勤務時間分の高い額の方が支払われる。（通常のシフト時間が3時間以内や自己都合の場合を除く）

●給料日 定期的に支払いがされる必要がある。その期間にあたる就労時間や控除額などが記された給料明細を受け取る。（実際は、月に2回の支給が殆ど）

●祝日 祝日に就労した場合は、祝日手当て（public holiday pay）つきの代休（substitute day）、もしくは祝日手当てに加え実質労働時間あたり通常の1.5倍額（premium pay）が支払われる。※契約期間及び就労日数などの条件がある。

### 労働基準法

ブリティッシュ・コロンビア州：  
[http://www.qp.gov.bc.ca/statreg/stat/E/96113\\_01.htm](http://www.qp.gov.bc.ca/statreg/stat/E/96113_01.htm)  
オンタリオ州：  
[http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws\\_statutes\\_00e41\\_e.htm](http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws_statutes_00e41_e.htm)

### 契約時の確認事項

仕事を始める前に雇用主と大まかなスケジュールを決め、以下のような点を踏まえて書面にしておくようにする。

- ・シフト、休憩時間、給料日
- ・トレーニング期間及びその間の給料
- ・残業の有無及び手当て
- ・自己都合で出勤できない時の対応と給料
- ・祝日の就労及び手当て

知識不足やつたない英語、日本人独特の勤勉さや従順さも重なり、ワーホリなどの弱い立場にある日本人を利用し、不当に扱う雇用主も少なくはない。カナダでの経験が苦い思い出に終わらないよう事前にしっかり確認しよう。

※「隣組」日本人・日系人を対象にソーシャルサービスを提供している非営利社会福祉団体（バンクーバー）。<http://www.jcva.bc.ca/>

提供・協力：隣組、Chris, Kyle and Rachel

（カウンセラー・菅家亜紀）